

令和2年5月26日

第23回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 23 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 2 年 5 月 2 6 日(火) 午後 2 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外~~・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 6 号 農用地あっせん申出について

議案第 7 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八 郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

24 番 吉 永 鶴 男	32 番 西 村 久 則
--------------	--------------

1 小委員長

8 番 井 元 清 八 郎

1 欠席委員

12 番 南 耕 太 郎

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

参事

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

主幹兼振興係長

振興係主査

振興係主任

西 村 里 志

嶺 元 和 仁

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

向 吉 真 一

下温湯 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第23回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「13番委員」と「15番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の3ページをお開きください。 今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定についての所有権移転分は、6件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま
議長	す。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち所有権移転分について、ご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。

議長	議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。
	議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。
	議案書の5ページから12ページになります。
	今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案25件です。
	内訳は、新規の利用権設定が18件、再設定が7件、合計面積は69筆、69,094㎡となっています。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下については、お目通しください。
	なお、議案書の12ページ番号24、25につきましては、対象農地が荒廃していることから、はじめの3年間は使用貸借とし4年目から賃借料の支払いを開始するとのことです。
	以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。
	これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、議長を降り退席いたしますので2番委員に議長をお願いいたします。
	(2番委員に議長を交代、1番委員の退席確認)
議長 (2番委員)	1番委員に代わりましてしばらく議長を務めさせていただきます。
	それでは議案第1号のうち利用権設定分の1番と2番についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のと

(2 番委員)	おり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
(2 番委員)	よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 番と 2 番については、 原案のとおり承認することに決定いたします。
	利用権設定分の 1 番と 2 番の審議が終了しましたので、1 番委員と議長を交代いたします。
	(1 番委員の復席確認)
議長	次に、議案第 1 号のうち利用権設定分の 3 番についてご審議願います。
	これにつきましても会議規則第 25 条の規定により、14 番委員の退席を求めます。
	(14 番委員の退席確認)
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 1 号のうち、利用権設定分の 3 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 3 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(14 番委員の復席確認)
	次に、議案第 1 号のうち利用権設定分の 4 番につきましては新規就農者案件であり 1 番委員と 20 番委員にて営農状況等の調査を行っております。本日 20 番の農地利用最適化推進委員は出席しておりませんので、1 番委員である私から報告いたします。
	番号 4 番につきまして、5 月 12 日に、私と 20 番委員で調査を行いましたので、ご報告します。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	申請人は、 ■■■■ に勤めながら、6 年前からオクラやスナップエンドウを栽培してきたそうです。
	大型ビニールハウスの建設業に従事していた経験があったことから、次第に農業への想いを強め、今年の 3 月 ■■■■ を退職し、本格的に農業に従事することを決心したそうです。
	今回の利用権設定で、30a を超えることから新規就農者となりました。

委員
議長

農機具等は自己の所有するものを使用し、栽培技術、農機具等の操作の問題はありません。

今後の計画では、オクラ30a、スナップエンドウ20aを栽培し、目標年間販売高は約400万円を目指しています。

現在は一人で作業しているため、オクラの植え付け時期をずらすことで、収穫時期を分散させるなどの工夫をしたうえで、人手が必要なときは、雇用することも考えているそうです。

将来的には農地を購入し、施設栽培も視野に入れています。

また、農地は叔父の土地であるため使用貸借となっています。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の4番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち利用権設定分の5番から25番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員

7番と18番の賃借料が若干高いようですが、何か事情があるのでしょうか。

事務局

7番と18番につきましては、畑かんの水使用料込みの金額となっているためです。

8番委員

分かりました。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の5番から25番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から25番について

	は、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	5月12日の転用調査時に、私と、24番、32番委員と、事務局3名の計6名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、1番から5番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から3番は売買、4番と5番は贈与による申請でございます。 4番と5番は、所有者は県外在住で管理ができないため、処分したい意向があり、譲り受けてくれる方を探していたところ、今回の譲受人が譲り受けることになったとのことでした。 申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の2ページから14ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第2号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
6番委員	2番について、 の という会社ですが、どのような事業を行っている会社なのか、 から通作するのかについて教えてください。
事務局	この法人については、 の方に5町5反ほどの経営農地があり、主に大豆やハウスでのイチゴ栽培をされており、また観光農園なども経営しているそうです。 3月に本市へ農地所有適格法人の届出があり、現在従業員の方が に常駐しており、 さんから引継ぎの準備などされているようです。
6番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。番号1番ですが、事業目的は、集出荷施設等に附帯した駐車場です。資料の15ページをお開きください。

申請地は、 から南へ1,090m行った農用地区域内農地で、東と南は公衆用道路、西は宅地、北は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、主に農産物の栽培・生産加工及び販売を行う法人ではありますが、規模拡大に伴い増加した農業用トラックや従業員用の駐車スペースを確保するため、既存の集出荷施設に隣接する申請地を賃貸借し、駐車場を整備する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、事業目的は、農業用倉庫及び作業場です。

資料の16ページをお開きください。

申請地は、 から東へ450m行った農用地区域内農地で、東は用悪水路、西と北は畑、南は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、農業を営んでおり、自宅に隣接する申請地を取得し、農業用機械や資材を保管するための農業用倉庫及び作業場を整備する計

	面であります。
	代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
	それでは、議案第3号についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。
	これにつきましては、前月開催の小委員会にて現地調査を行っていることから事務局に報告を求めます。
事務局	本案件は、令和2年3月に申請があり、4月10日に実施した小委員会による転用調査にて、転用はやむを得ないものと判断されましたが、その後、申請書類の差し替えの申し出があり、委員会への上程を保留としておりました。
	5月13日に差し替えの書類を含むすべての書類が提出されましたので、今回上程するものですが、事務局より説明いたします。
	なお、申請書類の差し替えは、転用を行うのに必要な資金証明に関する書類の差し替えであり、事業目的や建築面積、建物の配置などの内容は、小委員会による転用調査時と変更はありません。
	番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、集出荷施設です。
	資料の18ページをお開きください。
	申請地は、 から西へ610m行った農地で、東と北は里道、西は畑、南は市道に接しています。
	農地区分、許可事項については、農用地区域内の農地でありますが、

	令和2年1月28日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。 申請人は、市内で主に農産物の生産や集出荷を行う法人で、事業の規模拡大を図るため、自己所有の農業用倉庫に近い申請地に、集出荷施設を建築する計画です。 土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの事務局の報告のとおりでございます。 それでは、議案第4号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
5番委員	資金調達の方法が変わったとのことですが、どのように変わったのですか。
事務局	ここについては、自己資金と金融機関からの融資と補助金を利用して建築しようとするものですが、金融機関からの融資を当初1社から受ける予定でしたが、2社から融資を受けることとなったため、融資証明の差し替えがあったものです。
議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
小委員長	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の19ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から東へ50m行った農地で、東は市道、西と南は宅地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の20ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から西へ260m行った農地で、東は宅地、西と南は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の3ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から西へ180m行った農地で、東と北は宅地、西は山林、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接

農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から西へ160m行った農地で、東と西は宅地、南は畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ80m行った農地で、東と南は畑、西は宅地及び畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、父が所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については90cmほど盛土し、境界にブロックを積む予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、グラウンドゴルフ場です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ60m行った農地で、東は宅地、西は用悪水路、南は雑種地及び畑及び宅地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、[]の自治会で、公民館に近い申請地を譲り受け、グラウンドゴルフ場を整備する計画です。

なお、申請地に隣接する、既に自治会で利用している広場と一体利用し、総面積は約1,691㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、境界にフェンスを設置済です。構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ340m行った農地で、東は宅地、西と南は宅地及び畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、牛舎です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ560m行った農用地区域内農地で、東と西は畑、南と北は市道に接しています。

農地区分、許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、令和2年3月19日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、畜産業を営んでおりますが、今回経営の規模拡大を図るため、既存の牛舎に近い申請地を取得し、牛舎を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。申請地は既存施設に近く、汚水処理等にも配慮することから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断す

議長

るところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の20ページをお開きください。

議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出2件、貸付申出1件、合計3件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。

また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の28ページから31ページですので、ご参照ください。

続きまして、議案第6号農用地あっせん申出の買受・借受希望をご説明します。

今月は、買受、借受申出各1件の合計2件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡・貸付から申し上げますので、議案書の20ページをお開きください。

番号1は33番委員と13番委員。

	番号2は37番委員と17番委員。 番号3は30番委員と10番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 番号1は9番委員と29番委員。 番号2は開聞全域ですので、上野・川尻地区を31番委員と11番委員、下仙田地区を22番委員と3番委員、上仙田地区を24番委員と5番委員、十町東部地区を38番委員と19番委員、十町西部地区を26番委員と7番委員、利永地区は32番委員と2番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。 なお、あっせんに関する資料は、あっせん委員に選出された農業委員に配布しております。本日出席していない農地利用最適化推進委員へは事務局からも文書で通知しますので、あっせん委員に選出された委員は、これまでと同様に、農地利用最適化推進委員と連携してあっせん活動を行うようお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは、議案第6号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 次に、議案第7号荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第7号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は22ページから24ページになります。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月事務局で現地確認の再調査を行いました。 その結果、議案書に記載の農地は、森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。 よって、51筆33,482㎡の農地につきましては、農地に該当し

	ない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。
	なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。
議長	以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第7号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにございませんか。
8 番委員	今、コロナウイルスの関係で農家の方も大変だと思います。特に畜産の方については、新聞紙上などで子牛価格が相当下がっているの見聞します。他にも花農家の方も相当きつような情報もありますが、委員の皆さんでそのような情報があれば教えていただきたいと思います。 2点目に市の支援策など今朝の新聞にもありましたが、他市では子牛1頭当たり2万円の助成であるとかそういったものを聞きますが、市独自の新規事業があれば教えていただきたいと思います。 3点目にこのような状況にあって、農家の窮状を救うためにも市に対して意見書を出す必要があるのではないかと思います。皆さんの意見をお聞かせください。
1 8 番委員	畜産農家は、昨日せりがありましたが去年からすると20万円近く値が下がっています。今までが良かったということもありますが、あまり極端に値下がりすると小規模な畜産農家はやめる方もいるのではないかと思います。 国では増頭を推進していますが、逆に減っていくのではと思います。4月のせりでは肉用牛が50万円位しかなかった時がありました。経費が40万円位は掛かりますので経営は大変だと思います。 肥育牛ではマルキン制度というものがあり、今回19万円位補てんされましたが、それでも足りないくらいです。先行きは不透明です。 他市では、いろいろ助成制度があるようですが指宿市はどういったも

	のがあるのでしょうか。 1 6 番委員 花の方は，3月の卒業式や送別会関係の需要の落ち込みで値が下がりましたが，それ以降は輸入も止まっている関係で持ち直しています。 通常どおりといった感じです。 1 5 番委員 オクラは通常どおり順調です。 事務局 市の施策では，農業振興促進基金を融通してコロナの影響で直近の売り上げが前年と比べて10%減ったら50万円を無利子で融資するものや，収入保険制度の2年目から3分の1の助成を2分の1助成にするなどの取組があります。 関連して，農業の方も対象になる国の持続化給付金があります。本日パンフレットをお配りしていますので，案内などお願いします。 8 番委員 農業に対する市独自の直接的な支援を要望する意見書を市へ出すべきではないでしょうか。 事務局 農家を守るといった施策は農政部が主になってくると思いますので，今回の委員会の中での意見は，農政部の担当部署にお繋ぎしたいと思います。 8 番委員 農業委員会は農家の代表でもあると思っています。市へ意見を提言することはそういった農家の代表である農業委員会の重要な業務であると考えていますので発言させてもらいました。よろしくお願いします。 議長 ほかにご質疑，ご意見はございませんか。 1 5 番委員 35番委員から伝言がありました。 宅地の横の畑でピクリン消毒したとき，匂いがひどくて大変な思いをしたとの苦情があったそうです。 議長 ピクリン缶に注意書きもあると思いますが，広報紙等でも広報されていますし，農業委員会だよりでも広報してほしいと思います。 ほかにございませんか。 委員 「なし」の声あり。 議長 ほかになければ，その他に入ります。 その他について，事務局の説明を求めます。 事務局 それでは，その他についてご説明いたします。25ページをご覧ください。 その他（議案書25ページを参照して説明） 1. 5月の行事報告 2. 6月の行事予定等 3. その他 議長 ほかにございませんか。
--	--

委員
議長

事務局

「なし」の声あり。
ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は全て
終了いたしました。

これをもちまして、第２３回指宿市農業委員会を閉会いたします。
全員ご起立願います。
一同礼。

(閉会 午後３時０５分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員１３番委員

議事録署名委員１５番委員